**会計年度任用職員を募集します**

**（福祉推進部　保護課）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 就労支援員 | |
| 業務内容 | ・生活保護法に基づく要保護者、被保護者の就労指導、援助業務。（履歴書作成及び面接に関する指導。ハローワークとの連携、求人情報提供）  ・指導、援助記録の整備業務。 | |
| 応募資格 | ・必須：就労に関する相談支援業務の経験1年以上  ・資格（望む）：社会福祉主事、キャリアコンサルタント  ※条件を満たさない場合でも一定の相談業務経験などを考慮し、選考することがあります。  ・普通自動車運転免許必須  ・パソコン操作ができる方（Wordは、文書作成、レイアウト調整ができる、Excelは、表・グラフ作成、簡単な関数がわかる） | |
| 任用期間 | 1会計年度以内（１箇月間は、条件付採用期間となります。） | |
| 勤務日 | 週5日（月曜日から金曜日） | |
| 勤務時間 | 週３０時間 | |
| 勤務場所 | 宜野湾市役所（保護課） | |
| 休暇 | 年次有給休暇 | 任用期間、経験等に応じ最大20日付与  ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加 |
|  | その他の有給休暇 | 病気休暇（最大年6日）、子の看護休暇（最大年5日）、夏季休暇（最大3日）、忌引休暇、生理休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等 |
|  | 無給休暇 | 介護休暇等 |
| 報酬額（時給額） | 時給1,192円 ～ 1,269円（資格あり：時給1,278円～1,338円） | |
| 報酬支給日 | 月末締め、翌月15日支払い  ※期末手当については、6月10日及び12月10日支払い | |
| 諸手当 | 期末手当 | あり  ※任用期間等により対象とならない場合があります。 |
|  | 通勤手当 | 距離に応じ支給 |
| **※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。** | | |
| 社会保険 | 週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。  ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満  ・報酬の月額が8.8万円以上であること  ・雇用期間が1年以上見込まれること  ・学生でないこと  ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。 | |
| 雇用保険 | 以下の要件を満たす場合は対象となります。  ・週の所定労働時間が20時間以上  ・31日以上継続して雇用される見込みのもの  ※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。 | |
| 労災保険 | あり | |
| 備考 |  | |
| 問合せ先 | 098-893-4411（内線3651）  担当： | |